

動 向

## 社 会 保 障 法 判 例

堀 勝 洋

障害福祉年金と児童扶養手当の併給調整条項が違憲でない  
とされた事例（堀木訴訟上告審判決）

最高裁判所昭和57年7月7日大法院判決（最高裁昭和51年（行ツ）第  
30号行政処分取消等請求事件）

## I 事実の概要

上告人X（堀木フミ子，原告，被控訴人，附帯控訴人）は，国民年金法別表記載の1級1号に該当する視力障害者で，同法に基づく障害福祉年金を受給していたが，同人は内縁の夫との間の子訴外A（昭和30年5月12日生）を当該夫との離別後独力で養育してきた。

Xは，昭和45年2月23日，被上告人Y（兵庫県知事，被告，控訴人，附帯被控訴人）に対し，児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の受給資格について認定の請求をしたところ，Yは，同年3月23日付で当該請求を却下する旨の処分をした。そこでXは同年5月18日付で，Yに異議申立てをしたのに対し，Yは，同年6月9日付で，その異議申立てを棄却する旨の決定をした。その決定の理由は，Xが障害福祉年金を受給しているので，昭和48年法律第93号による改正前の児童扶養手当法第4条第3項第3号（以下「本件併給調整条項」という。）に該当し受給資格を欠くというものであった。

そこで，Xは，昭和45年7月17日神戸地方裁判所に対し，Yが同年3月23日付でなした児童扶養手当認定請求を却下する処分の取消し等を求める

訴を提起した（神戸地裁昭和45年（行ウ）第15号行政処分取消等請求事件）。これに対し神戸地方裁判所は，本件併給調整条項は憲法第14条第1項に違反し無効であるとし，Xの主張を容れ，Yによる児童扶養手当認定請求却下処分を取り消した（神戸地裁第6民事部昭和47年9月20日判決）。

そこでYは，原判決の当該部分の取消しを求めて大阪高等裁判所に控訴した（大阪高裁昭和47年（行コ）第32号行政処分取消等請求控訴事件）ところ，大阪高等裁判所は，本件併給調整条項は憲法第25条，第14条第1項および第13条のいずれにも違反せず，したがって第1審判決の当該部分を取り消す旨の判決をし，第1審判決とは逆にY勝訴の判決を下した（大阪高裁第8民事部昭和50年11月10日判決）。

そこでXは，上記控訴審判決の全部破棄を求めて最高裁判所に上告を行ったが，最高裁判所は，次のとおり判示して本件上告を棄却して，Yの勝訴が確定した。

## II 判 旨

1. 「憲法25条の規定は，国権の作用に対し，一定の目的を設定しその実現のための積極的な発動を期待するという性質のものである。しかも，右

規定にいう『健康で文化的な最低限度の生活』なるものは、きわめて抽象的・相対的な概念であって、その具体的内容は、その時々における文化の発達程度、経済的・社会的条件、一般的な国民生活の状況等との相関関係において判断決定されるべきものであるとともに、右規定を現実の立法として具体化するに当たっては、国の財政事情を無視することができず、また、多方面にわたる複雑多様な、しかも高度の専門技術的な考察とそれに基づいた政策的判断を必要とするものである。したがって、憲法25条の規定の趣旨にこたえて具体的にどのような立法措置を講ずるかの選択決定は、立法府の広い裁量にゆだねられており、それが著しく合理性を欠き明らかに裁量の逸脱・濫用と見ざるをえないような場合を除き、裁判所が審査判断するのに適しない事柄であるといわなければならない。』

2. 「一般に、社会保障法制上、同一人に同一の性格を有する二以上の公的年金が支給されることとなるべき、いわゆる複数事故において、そのそれぞれの事故それ自体としては支給原因である稼働能力の喪失又は低下の程度が必ずしも事故の数に比例して増加するといえないことは明らかである。このような場合について、社会保障給付の全般的公平を図るため公的年金相互間における併給調整を行うかどうかは、さきに述べたところにより、立法府の裁量の範囲に属する事柄と見るべきである。また、この種の立法における給付額の決定も、立法政策上の裁量事項であり、それが低額であるからといって当然に憲法25条違反に結びつくものということとはできない。

以上の次第であるから、本件併給調整条項が憲法25条に違反して無効であるとする上告人の主張を排斥した原判決は、結局において正当というべきである。」

3. 「本件併給調整条項が上告人のような地位にある者に対してその受給する障害福祉年金と児童扶養手当との併給を禁じたことが憲法14条及び13条に違反するかどうかについて見るのに、憲法25条の規定の要請にこたえて制定された法令において、受給者の範囲、支給要件、支給金額等につき

なんら合理的理由のない不当な差別的取扱をしたり、あるいは個人の尊厳を毀損するような内容の定めを設けているときは、別に所論指摘の憲法14条及び13条違反の問題を生じうることは否定しえないところである。しかしながら、本件併給調整条項の適用により、上告人のように障害福祉年金を受けることができる地位にある者とそのような地位にない者との間に児童扶養手当の受給に関して差別を生ずることになるとしても、さきに説示したところに加えて原判決の指摘した諸点、とりわけ身体障害者、母子に対する諸施策及び生活保護制度の存在などに照らして総合的に判断すると、右差別がなんら合理的理由のない不当なものであるとはいえないとした原審の判断は、正当として是認することができる。また、本件併給調整条項が児童の個人としての尊厳を害し、憲法13条に違反する恣意的かつ不合理な立法であるといえないことも、上來說示したところに徴して明らかであるから、この点に関する上告人の主張も理由がない。」

### III 解 説

本件は、障害福祉年金と児童扶養手当の併給調整条項が合憲か違憲かをめぐって争われたいわゆる堀木訴訟に対する最高裁判所の判決である。

下級審においては憲法判断以外のさまざまな点について争われ、それ自体として重要な法理論上の問題を含んでいるが、ここでは、最高裁判所で問題となった憲法解釈に関する問題<sup>1)</sup>に限定して解説することとしたい。

問題となった憲法の条項は、第25条、第14条第1項および第13条であり、それぞれについて以下順次上告人および被上告人の主張、判決内容等を

1) 障害福祉年金と児童扶養手当は児童扶養手当法上明確に併給が禁止されていた。したがって、本訴訟を提起するためには、その条項が憲法違反であると主張せざるをえなかった。なお、いうまでもなく「最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する終審裁判所」(憲法第81条)であり、「上告ハ判決ニ憲法ノ解釈ノ誤アルコト其ノ他憲法ノ違背アルコト……ヲ理由トスルトキニ限り之ヲ為スコトヲ得」(民事訴訟法第394条)るものとされている。

みていくこととしたい。

### 1. 憲法第25条と本件併給調整条項

#### (1) 憲法第25条の法的性格

生存権規定といわれる憲法第25条は、第1項において「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と規定し、その第2項において「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」と規定している。従来、この規定に関しては、国に対し政治的・道徳的義務を課したにすぎないとするいわゆるプログラム規定と解する説から、国民に具体的な権利を与えたものとする説まで濃淡さまざまな学説が唱えられている<sup>2)</sup>。

この点について上告人は、「法令や処分が憲法25条に違反して無効となるのは、法令や処分の内容が恣意的で明らかに合理性を欠き、立法府が裁量権の行使を著しく誤った場合はもとよりであるが、それだけにとどまらない。もし国が憲法25条の規定するところに従いとるべき施策をとらなかつたり、その施策として定め又は行なうすべての法律、処分等がこの条規の意味するところを正しく実現するものでないときは本条の要請をみたさないものとして憲法25条に違反するものと考えられるし、もし国あるいは立法府が、この生存権の実現に努力すべき責務に違反して生存権の実現に障害となるような法令を制定し、あるいは行為をするときは、かかる法令や行為は憲法25条に違反し、無効と解しなければならない<sup>3)</sup>とし、きわめて広い範囲で憲法第25条の裁判規範性を主張している。

これに反し被上告人は、「憲法25条は、国の政治の方向を宣言したものであって、政治的・道義的な努力目標ではあるが、法規範的な意味はなく、これに関連する立法政策については、その不当が政治的・道義的に問われることがあるだけで、立法政策の限界や濫用が25条に違反するかどうかを問う余地は全くないのである。もちろん、社会保障の領域における立法政策が、完全に絶対無制限であるわけではないが、その限界は、憲法25条から出てくるのではなく、一般的に立法権行使に関する他の憲法規範（例えば憲法14条）から導き出されるものである。要するに憲法25条は政治宣言、政治綱領の表明であり、司法審査の基準となることはあり得ないのである。』<sup>4)</sup>と完全なプログラム規定説を打ち出している。

これに対し最高裁判決は、「II 判旨」の1.に示したように、憲法第25条は基本的には立法の指針を示したものであり、立法府の広い裁量にゆだねているとしているが、立法措置が「著しく合理性を欠き明らかに裁量の逸脱・濫用と見ざるをえないような場合」は違憲審査の対象となるとしている。

この最高裁の判決は、過去における憲法第25条に関する最高裁判例（①食糧管理法違反事件に関する最高裁昭和23年(れ)第205号同年9月29日大法廷判決・刑集2巻10号1235頁。②朝日訴訟に対する最高裁昭和39年(行ツ)第14号昭和42年5月24日大法廷判決・民集21巻5号1043頁)をほぼ踏襲するものであるといつてよい。ただ、次の3点で朝日訴訟など従来の最高裁判決にはない判断を示したものと見える。

① 朝日訴訟判決は、憲法第25条第1項についてのみ国民に対する具体的権利の賦与を否定していただいであるが、今回の判決は同条第2項を含む憲法第25条の全体について基本的に立法府の広い裁量(プログラム規定性)を認めたこと。

② 朝日訴訟判決においては行政府の裁量権の踰越・濫用の場合に違憲審査がなされるとし、立法措置について違憲審査が及ぶか否かは必ずしも

2) 中村睦男教授は、これを①プログラム規定説、②抽象的権利説、③具体的権利説に分けている(『生存権と生活保護基準—朝日訴訟—』『別冊ジュリスト、No.56、社会保障判例百選』昭和52年12月、p.9)。

3) 上告人の昭和51年2月5日付上告理由書(以下「上告理由書」という。)pp.46-47。なお、上告人はこのほか、上告理由補充書、上告理由再補充書および上告理由再々補充書を提出しているが、上告理由書は、上告人が上告受理通知書の送達を受けた日から50日以内になさねばならない(民事訴訟規則第50条)にもかかわらず、この期間経過後に提出しているので、上告理由書としての適格性に疑問がある。

4) 被上告人の昭和57年3月30日付答弁書、pp.38-39。

明らかではなかったが、今回の判決は立法措置についても違憲審査が及ぶことを明らかにしたこと。

③ さらに、立法措置について違憲審査する判断基準として、⑦著しく合理性を欠き、⑧明らかに裁量の逸脱・濫用とみざるをえないという条件を明示したこと。

#### (2) 障害福祉年金と児童扶養手当の併給調整の合理性の有無

以上のように今回の最高裁判決によれば、本件併給調整条項が憲法第25条に違反するか否かは、帰するところ本件併給調整条項が上記の2条件(⑦著しく合理性を欠き、⑧明らかに裁量の逸脱・濫用がある)に該当するか否かにかかっている。

この問題についての最高裁の判断は、「Ⅱ 判旨」の2. に引用したとおり、

① 障害福祉年金も児童扶養手当も稼得能力の喪失または低下に対応する同一の性格を有する給付であり、

② 稼得能力の喪失または低下をもたらす事故が2以上重なったからといって、その喪失または低下の程度が必ずしも事故の数に比例して増加するといえないため、

③ この2つの給付の併給調整を行うかどうかは立法府の裁量に属し、

④ また、給付額の決定も立法政策上の裁量事項であるため、

憲法第25条違反の問題は生じないと結論づけている。

この問題について上告人と被上告人の間で意見が対立したのは、特に上記論点①の児童扶養手当の性格をめぐる点である。被上告人は、児童扶養手当は主として生別の母子世帯に対してなされる給付であり、国民年金法の母子福祉年金を補完する制度であり、稼得能力の喪失または低下に対応する制度であると主張した。これに対し、上告人は、児童扶養手当は家族手当＝児童手当であり、これは出費の増加に対応する制度であるから稼得能力の喪失・低下に対応する障害福祉年金とは給付の趣旨が異なるのだから併給調整をするのは合理的でないと主張した。

この点に関しては、児童扶養手当は全体として

母子状態にある者に支給され、母子福祉年金と給付条件や給付額をほぼ同じくするものであり、また児童手当制度が別にあり、かつ、それと併給されていることなどから、最高裁および被上告人の主張が正当である。

#### (3) 私見——いわゆる憲法第25条第1項第2項一体論をめぐる——

本件併給調整条項が憲法第25条に違反するかどうかについて、筆者の考えを結論的に要約すれば次のとおりである。

① 憲法第25条第1項は国民に最低限度の生活を営む権利を保障したものであるが、第2項は国に単なる努力義務を課したにすぎず、第2項に基づく施策はそもそも裁判所による違憲審査の対象となりえない。

② 憲法第25条第1項の規定を具体的実現するために制定された施策は生活保護法であり、児童扶養手当法その他の施策は同条第2項を実現するための施策である。

③ したがって、児童扶養手当法の規定は憲法その他の規定(例えば第14条等)に違反しない限り、憲法(第25条)違反の問題は生じえない。

以上の考えは、結果的には最高裁判決と同じく本件併給調整条項を合憲とするものであるが、それに至る理由において異なっている。またこの考えは本件の控訴審判決に近く、学説的には憲法第25条第1項第2項分離論ないしは分断論(以下「分離論」という。)として批判が高かったものに属する。

この私見に関し、以下詳しく説明を加えたい。

#### <論点①>

まず第1に、憲法第25条第2項は国の単なる努力義務を規定したにすぎず、政治的指針にとどまるものであり、したがって裁判規範性を否定すべきであると考えるが、同条第1項についてまで裁判規範性を否定するものではないことをあらかじめ断っておきたい。

次に、分離論に反対する解釈は、憲法第25条第1項および第2項を一体的に解釈すべしとする考え(以下「一体論」という。)であるが、この一体論は憲法第25条第2項に掲げる社会福祉、社会保

障および公衆衛生の各施策（以下「社会保障施策」という。）についても同条第1項の最低生活保障という理念を適用すべきであるという考えであるが、この解釈は論理的には次の2つの考えのいずれかによらざるをえない。

㉞ 個々の社会保障施策がそれぞれ国民の最低生活を保障すべきである。

㉟ 社会保障施策全体を通じて国民に最低生活を保障すべきである。

このうち㉟の考えをとった場合、社会保障施策の全体が最低生活を保障しているかどうかは判断できても、個々の法律の個々の条項が憲法第25条に違反するかどうか判断できないことになる。したがって、本件併給調整条項がそれだけで憲法第25条違反の問題を生ずる余地がなくなる。また生活保護法に基づく生活保護基準が最低生活を保障していれば他の施策について憲法第25条違反を問う意味もなくなる。とすると一体論の意図するのは㉞の考えだと思われるが、この考えはわが国の社会保障施策の体系を完全に無視するものとしか考えられない。すなわち生活保護法を除くわが国の社会保障施策は、次の論点㉞の項で詳述するように、直接最低生活を保障する目的を有するものでなく<sup>5)</sup>、いわば防貧的目的および機能を有するにしかすぎないため、㉞のような考えをとればこれらすべての社会保障施策が憲法第25条違反となるおそれがある。また、個々の社会保障施策が最低生活を保障するものであれば、かえって併給を調整することが合理的となる。さらに、この考えの致命的ともいえるのは、憲法第25条第2項の「国」には地方公共団体をも含むとするのが一般的な解釈であるが、㉞の考えをとると地方公共団体の各個別施策も直接最低生活を保障すべきことになり、地方公共団体の社会保障施策の現状と完全に相反することになることである。

以上のように一体論はわが国の社会保障施策の体系からみる限り大きな難点を有している。

最後に、憲法第25条第2項が裁判規範となりえ

ないとする根拠は、第1に、同条第1項が国民の権利について明確に規定しているのに反し、第2項は国に対する単なる努力義務を課しているだけであるし、第2にその努力義務の目標は、社会保障施策の「向上及び増進」というだけで、絶対的な規準を示しているものではなく、したがって裁判規範たりえないと考えるからである。この点について、第2項に関し、「前項の権利を保障するために」と補うべしとの意見があるが<sup>6)</sup>、憲法第9条第2項のように明文の規定があるならともかく、このように恣意的に条文を補うことには疑問がある。

#### <論点㉞>

憲法第25条第1項の趣旨を直接実現するための施策は生活保護制度であり、その他の施策は最低生活保障を制度の直接目的とするものでないと考ええる主な根拠を以下明らかにしたい。

生活保護法は、その第1条で「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障する……ことを目的とする」と述べ、その第3条で「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない」と規定している。他の社会保障施策に関する法令において、直接このように最低生活の保障をその目的として掲げているものは見当たらない。

次に、社会保障施策のうち代表的な施策である年金保険制度および社会福祉制度と最低生活保障との関係をみてみたい。

まず年金保険制度は、国民の老齢、廃疾、死亡等による稼得能力の喪失または低下を補う制度であるが、一律定型的な給付を行い、対象者の具体的生活状態に応じて給付を行うものではないため、ある場合には最低生活を維持するためには十分でなかったり、ある場合には逆に必要以上の給付がなされたりする。もちろん最低保障額という制度

5) 「直接最低生活を保障する目的を有するものでない」とは、いっても、最低生活保障の一助になることまで否定するものではない。以下同じ。

6) 佐藤功「障害福祉年金と児童扶養手当の併給禁止の違憲性—堀木訴訟—」『別冊ジュリスト No.56, 社会保障判例百選』昭和52年12月, p.19.

があるが、例えば厚生年金保険制度の障害年金のそれは昭和57年7月以降月額4万6,900円であり、生活保護費の額と比較して最低生活を保障する額とはいえないことはいうまでもない。なお、国民年金法はその第1条で「国民年金制度は、日本国憲法第25条第2項に規定する理念に基づき」と明確に規定し、最低生活保障を規定した憲法第25条第1項をその制度の直接の根拠としていないことに注目すべきである。

次に社会福祉制度については、現在の施策の大半は経済的、貨幣的ニードを充足するものでなく、非貨幣的ないわゆる福祉ニードを充足するものであり<sup>7)</sup>、したがって所得の如何にかかわらず給付を行うことを原則としている。すなわち高所得階層の者にも福祉サービスが行われるのが原則であるが、これはこれらの施策も直接最低生活の保障を目的としたものでないことを示している。

以上のように年金保険制度および社会福祉制度などの社会保障施策は憲法第25条第1項に規定する最低生活保障を直接の目的とするものでなく、向上および増進の努力を義務づけられている同条第2項に基づく施策であるということが出来る。

問題の児童扶養手当制度も憲法第25条第2項に基づく施策であり、直接最低生活保障を目的とする施策ではない。これは上告人が児童扶養手当の認定請求をした昭和45年2月当時の手当額は子1人の場合月額2,100円であり、その当時の最低生活費と考えられる生活保護の生活扶助額（例えば上告人のようなケース、女50歳、15歳の男1級地の基準生活費と障害者加算額とで月額2万1,470円。このほか教育扶助(740円)と住宅扶助(2,800円)がある。）と比較してはるかに低い額であったことからしても推量できる。さらに、上告人が主張するようにたとえ児童扶養手当と障害福祉年金（当時1級月額2,900円）を併給しても月額5,000円にしかならず、なお最低生活費である2万1,470円にはるかに及ばないことは、併給調整の制度は

最低生活保障とは直接の関係をもたず、やはり生活保護制度こそが国民の最低生活を保障する目的と機能を有していたことを示している。

以上のような論点②と前述の論点①を論理的に構成すれば、児童扶養手当法の併給調整条項は憲法第25条に違反しないという上記の結論が必然的に導かれてくる。

## 2. 憲法第14条第1項と本件併給調整条項

憲法第14条第1項は「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と規定しているが、控訴審判決が指摘しているように「憲法第14条第1項は、国民に対し絶対的な平等を保障したのではなく、差別すべき合理的な理由なくして差別することを禁止している趣旨と解すべきであるから、事柄の性質に即応して合理的と認められる差別的取扱をすることは何ら右法条の否定するところではない（最高裁大法廷判昭和45・6・10民集24巻6号499頁、同昭和39・5・27民集18巻4号676頁）」<sup>8)</sup>。したがって、問題は本件併給調整条項が差別的取扱いをしているかどうか、およびその取扱いが合理的なものかどうかということである。

ところで上告人が差別的取扱いであると主張しているのは、図1の2つのケースのA'と比較した場合のAの取扱いである。しかし、ケースIIの場合は障害福祉年金(C')と児童扶養手当(A')の支給対象者が異なり併給とはいえず、また家族構成がまったく異なるため、差別の有無を判断するのに適当でないことは図をみれば一目瞭然である。むしろ比較すべきは図2のケースIIIであり、この場合AもC'も児童扶養手当の受給権がなく何らの差別もない。次に、ケースIの場合A'には児童扶養手当が支給され、Aには支給されないのは、Aに障害福祉年金が支給されているためであり、このような差別をするのが合理的かどうかは結局は障害福祉年金と児童扶養手当の併給が合理的であるかどうかにかかっている。これについ

7) 老人福祉法に基づく養護老人ホーム、児童福祉法に基づく助産施設など入所要件に低所得という要件が付されているものがあるが、これらは確かに経済的ニード充足を目的としているといえるが、これらは社会福祉制度のなかではごく少数でしかない。

8) 堀木訴訟控訴審判決『判例時報』No. 795, 昭和51年1月1日号, p. 15.

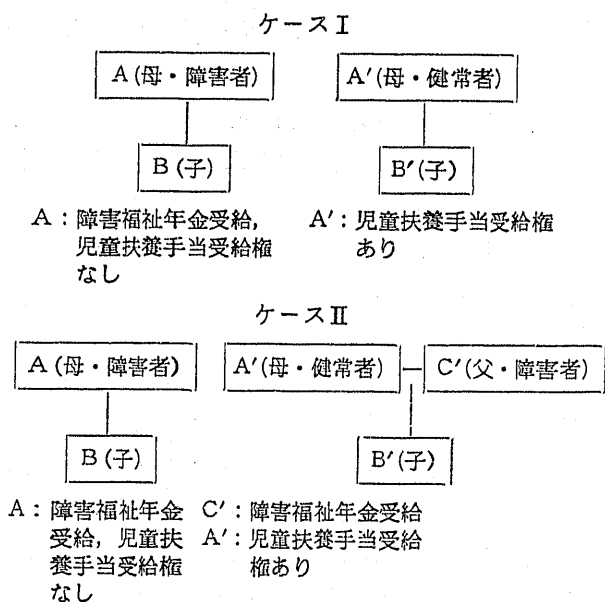


図 1

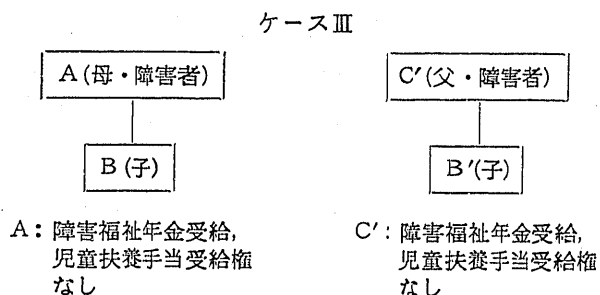


図 2

ては、すでに「1. 憲法第25条と本件併給調整条項」のところ述べたように、併給調整には合理性があり、したがって、憲法第14条第1項違反の問題は生じないことは最高裁判決が正当に指摘しているところである。

3. 憲法第13条と本件併給調整条項

憲法第13条前段は「すべて国民は、個人として尊重される。」と規定しているが、上告人は「児童扶養手当は児童の心身の健やかな成長に寄与するために支給されるものであるのに、この目的とは全く関係のない母が障害福祉年金を受給している事実により、同手当の受給資格を奪った本件併給調整条項は、児童を個人として尊重しないものであり、憲法第13条に違反する」<sup>9)</sup>と主張している。しかし、児童扶養手当は母子状態という稼得能力

9) 上告理由書 pp. 198-199.

の喪失・低下に対応する給付であることは前叙のごとくであり、児童扶養手当を児童に対する手当と解し、もって憲法第13条に違反するとする上告人の主張は理由がない。

4. 残された問題——児童扶養手当のその他の憲法上の問題——

昭和45年7月に提起された本件訴訟に対し、神戸地方裁判所は、昭和47年9月、本件併給調整条項が憲法第14条第1項に違反する旨の判決を行った。このため国は、本件併給調整条項を「児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の一部を改正する法律（昭和48年法律第93号）」によって改正し、障害福祉年金または老齢福祉年金と児童扶養手当の併給を可能ならしめる制度改正を行った。この改正は「障害福祉年金の受給者または老齢福祉年金の受給者が、障害または老齢というハンディキャップを負いつつ児童を養育している生活実態を考慮して併給しているものであり、このようなきわめて気の毒な状況にある者の負担の軽減を図」<sup>10)</sup>るためになされたとされているが、この改正はさらに大きな矛盾を生み出すこととなった。すなわち、図3および図4のケースIおよびケースIIを比較してみれば分かるように、母子家庭である母が障害者または老人である場合、この母が国民年金の障害（または老齢）福祉年金を受給し

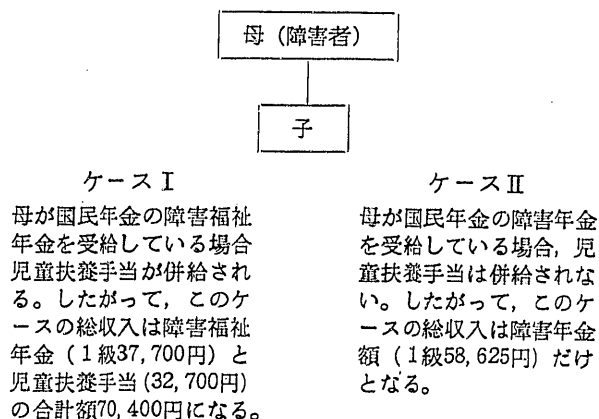
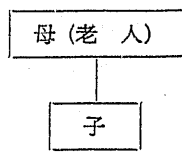


図 3

10) 厚生省児童家庭局長翁久次郎「児童扶養手当特別児童扶養手当等の支給に関する法律の解釈と運用」中央法規出版、昭和49年11月、p. 43.



## ケースⅠ

母が国民年金の老齢福祉年金を受給している場合、児童扶養手当が併給される。したがって、このケースの総収入は老齢福祉年金(25,100円)と児童扶養手当(32,700円)の合計額57,800円になる。

## ケースⅡ

母が国民年金の老齢年金を受給している場合、児童扶養手当は併給されない。したがって、このケースの総収入は、老齢年金額(5年年金25,358円, 10年年金29,792円, 25年年金47,125円)だけとなる。

図 4

ている場合、児童扶養手当が併給されるため、母が障害(または老齢)年金を受給している場合よりも実収入が大となる。本来福祉年金受給者よりも優遇されるべき拠出制年金受給者の方が劣位に置かれることになったが、これこそ憲法第14条第1項の平等原則に違反する合理的でない差別的取扱いであるといえよう。

かといって、今度は国民年金の障害(または老齢)年金と児童扶養手当を併給すべく児童扶養手当法を改正すれば、また新たな問題を生じさせることになる。すなわち国民年金のほか厚生年金や共済年金などすでに相当な水準に達したとみられているこれらの年金と児童扶養手当を併給せざるをえなくなるだけでなく、児童扶養手当によって補完されている母子福祉年金と公的年金、さらには母子年金と公的年金まで併給せざるをえなくなり、併給調整に関する年金保険制度の根本原則が崩壊するおそれがある。

これは昭和48年の児童扶養手当法の改正が堀木訴訟第1審判決の影響を受け拙速でなされ、所得保障体系における併給調整の基本理念を看過してなされたためであり、かえって不当な差別を生み出すもととなったといえるのである。

第2の問題は、児童扶養手当なり母子福祉年金をはじめとする年金保険制度の遺族給付は、男子に比べて女子を優遇しているが<sup>11)</sup>、これが憲法第14条第1項に規定する性による差別禁止に違反しないかという問題である。西ドイツの連邦憲法裁

判所は、1975年3月12日の判決(BVerfGE 39, 169 ff)で遺族保障におけるこのような男女間の異なる取扱いを違憲であると判断し、1984年までに立法者に対し平等化を実行するように命じた。西ドイツ政府はこの判決を受けて1977年10月6日専門家委員会を設け、男女間の差別の解消を図るべく検討にとりかかった<sup>12)</sup>。

わが国においても、女子の労働力化がますます進み、子供の養育を含めた家族の責任が両性によって等しく担われるなど男女の平等化傾向がさらに続けば、所得保障の体系において父子家庭と母子家庭とを等しく取り扱うべきであるとする主張が出てくる可能性が大きくなるものと思われる。この場合児童扶養手当など女子を優遇して給付するわが国の所得保障制度も法的に憲法第14条第1項の性による差別として問題となる可能性がある。特にわが国の父子家庭対策全般が母子家庭対策と比べて著しく立ち遅れている状況にかんがみると、この感を深くするものである。

最後に、筆者は本稿で憲法の解釈論として本件併給調整条項が合憲であると主張するものではあるが、上告人ら障害者の生活の困難性や障害者に対する所得保障の不十分性については十分認識し、その改善が立法論として必要なことは、すでにいくつかの論稿で指摘している<sup>13)</sup>ものであることを付言しておきたい。

11) 例えば、国民年金制度にはそもそも寡夫に対する給付がないし、厚生年金保険制度においては、寡婦は亡夫による生計維持要件だけで遺族年金が支給されるのに、寡夫は亡妻による生計維持要件のほか60歳以上であるかまたは廃疾でなければ遺族年金が支給されない。

12) 柄本一三郎「西ドイツにおける年金改革の動向」『海外社会保障情報』No. 57, 昭和57年3月, p. 25以下。Dieter Poske, "Jurisprudence of the Federal Constitutional Court concerning the equality of men and women in the Pensions Insurance Law of the Federal Republic of Germany, *INTERNATIONAL SOCIAL SECURITY REVIEW*, 34(2), 1981, pp. 175-183.

13) 拙稿「障害者所得保障制度の現状と課題」『季刊社会保障研究』Vol. 16, No. 4, 昭和56年3月, 「障害者所得保障制度の改革構想について」『月刊福祉』昭和56年10月号および11月号。



## 参 考 文 献

本件訴訟に係る上告人の上告理由書、上告理由補充書、上告理由再補充書および上告理由再々補充書ならびに口頭弁論要旨、被上告人の答弁書および弁論要旨を参照したほか、次のものを参考とした。

1. 堀木訴訟第1審判決『判例時報』No. 678, 昭和47年10月21日, pp. 19-26。
2. 堀木訴訟控訴審判決『判例時報』No. 795, 昭和51年1月1日, pp. 3-33。
3. 河野正輝「併給調整の構造と不合理性」『岡山大学法学会雑誌』21巻3・4号, 昭和47年3月。
4. 倉岡小夜「堀木訴訟の併給違憲判決の意義」『賃金と社会保障』No. 610, 昭和47年9月下旬号。
5. 前田修「堀木訴訟運動小史——ひとつの中間総括として」同上書。
6. 角田豊「児童扶養手当と年金の併給——堀木訴訟を中心として——」『季刊労働法』昭和47年冬季号。
7. 角田豊「年金・手当併給禁止の逆攻勢——堀木訴訟の控訴審はじまる」『週刊社会保障』Vol. 27, No. 713, 昭和48年3月19日。
8. 森順次「堀木訴訟事件」『ジュリスト——昭和47年度重要判例解説』No. 535, 昭和48年6月5日号。
9. 藤原清吾「福祉の権利と行政訴訟」『月刊福祉』昭和49年3月号。
10. 長宏「特集〈堀木訴訟〉——人間の尊厳のために」『賃金と社会保障』No. 646, 昭和49年3月下旬号。
11. 河野正輝「社会保障法における併給調整の法理」『健康保険』昭和50年5月号。
12. 佐藤進「堀木事件控訴審判決と福祉行政」『週刊社会保障』Vol. 29, No. 849, 昭和50年11月24日。
13. 佐藤進「堀木控訴審判決にみる生存権の法理」『ジュリスト』No. 607, 昭和51年3月1日号。
14. 佐藤功「障害福祉年金と児童扶養手当の併給禁止の違憲性——堀木訴訟」『別冊ジュリスト No. 56, 社会保障判例百選』昭和52年12月。
15. 渡辺良夫「社会保障裁判闘争の現状と課題」『賃金と社会保障』No. 743, 昭和53年4月上旬号。
16. 社会保障研究会「母子世帯の生活実態と堀木訴訟——母親が視力障害者であるケースの調査を含めて」『賃金と社会保障』No. 756, 昭和53年10月下旬号。
17. 小川政亮『社会保障裁判』ミネルヴァ書房, 昭和55年5月。特にその「第10章 堀木訴訟——盲目の母は訴える」参照。
18. 倉岡小夜「堀木訴訟における生活権」藤本武編著『日本の生活問題と社会福祉』ドメス出版, 昭和56年6月。
19. 高野範城「最高裁に期待するもの——堀木訴訟口頭弁論を前にして」『賃金と社会保障』No. 839, 昭和57年4月上旬号。
20. 井上英夫「堀木訴訟口頭弁論へむけて」同上書。
21. 坂口正之「『堀木訴訟』判決と生存権保障」『週刊社会保障』Vol. 36, No. 1186, 昭和57年7月26日。  
(ほり かつひろ・社会保障研究所主任研究員)